平成２６年（フ）第６２０号
大分市末広町１－１－20グリーンリッチ大分駅前店、開始決定時の住所堺市堺区北丸保園２番４号
破産者　森實　俊一
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４３４号
大分県別府市天満町11番25号
破産者　廣石　忠孝
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６６号
北海道小樽市新光３丁目４番６号　Ｊｍｍｓ新光弐番館101、前住所北海道小樽市新光１丁目11番５号
破産者　南場　　実
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第２３１９号
川崎市麻生区下麻生３丁目42番26号101、開始決定時の住所横浜市青葉区もえぎ野28番地11
破産者　天木　将也
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０号
横浜市旭区若葉台１丁目６番1401号
破産者　鳥本　哲朗
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８４号
横浜市瀬谷区中屋敷１丁目33番地41
破産者　鎌田　義孝
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３３号
横浜市港北区日吉本町２丁目55番32号　コーエイ・ラポール日吉弐番館101
破産者　小林　数久
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９号
岐阜県可児市愛岐ケ丘５丁目174番地
破産者　林　　忠雄
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第３４号
愛知県岡崎市法性寺町字荒子37番地１、前住所愛知県西尾市一色町一色亥新田162番地
破産者　八百倉商店こと　鈴木　克己
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
愛知県岡崎市大西２丁目２番地　ＡＲＩＡ22　1202、前住所愛知県西尾市一色町一色亥新田162番地
破産者　鈴木　利昌
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
愛知県岡崎市上和田町字森崎１番地　ＫＥＮ10　ＳＱＵＡＲＥⅣ　202、開始決定時の住所愛知県豊田市深田町４丁目17番地１　パークハイツ山中202号
破産者　新鞍　光浩
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２８７号
愛知県岡崎市柱町字東荒子210番地　ＤＥＶＩＣＥ　ＢＬＤＧ705
破産者　坂口　幸継
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９２号
山梨県甲府市青沼２丁目３番15号
破産者　大芝　元明
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１７号
茨城県かすみがうら市稲吉東３丁目２番１号エスポアール神立208
破産者　森下　栄寿
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１３８５号
さいたま市大宮区北袋町２丁目491番地　センチュリー渋谷102
破産者　伊藤　康次
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４０号
大阪府岸和田市松風町10番59号
破産者　矢倉　義久
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
山口県長門市三隅上3245番地１
破産者　宗本　浩二
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部